

清里町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

【概要版】

清里町
令和3年3月

01 計画の概要

1 | 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本町における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけるものです。

また、本町の総合的な行政運営の方針を示した「清里町総合計画」「清里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画として、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「健康づくり計画」など、他の関連する計画や道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「北海道医療計画」などの関連計画の内容を踏まえたものとします。

	法的位置づけ	計画の役割
高齢者保健福祉計画	○老人福祉法第20条の8	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。
介護保険事業計画	○介護保険法第117条	市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 | 計画の期間

清里町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。引き続き団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年、さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて施策を展開します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険事業計画		第7期			第8期			(第9期)	
高齢者福祉計画		前期			当期			(次期)	

3 | 計画の基本理念

今後における高齢者を支える若年層の減少を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護、介護予防、医療、住まい及び自立した日常生活の支援の5つを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者や地域の特性等を反映させることにより、本町に相応しいサービス体制の推進を一層進めていく必要があります。

また、介護保険サービスだけでなく、介護保険以外の多様な生活支援サービスや地域の特性及びニーズを踏まえた各種サービスが適切に提供されてこそ地域で安心した生活が送れることから、地域の介護力向上や住民同士の互助の仕組みづくり、福祉資源の発掘・創出などを、町・住民・社会福祉法人・企業・シルバーセンター・ボランティア団体等による多様な主体による協働によって、高齢者の日常生活支援を行う必要があります。

本計画では、上記の状況を踏まえ、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、基本理念を「地域の温もりでその人らしい生活を支えるまち きよさと」と定めます。

地域の温もりでその人らしい生活を支えるまち きよさと

4 | 基本視点

本計画の策定にあたっては、国が目指す地域包括ケアシステムの深化・推進並びに地域共生社会の実現に向けた取り組みを基本視点とします。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

多職種連携による地域ケア会議の開催や情報共有による医療・介護のさらなる連携の強化、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援、ニーズに応じた事業展開や高齢者の権利擁護、福祉サービス事業の推進、住民共助及び地域包括支援センターの機能強化を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、本町における地域包括ケアシステムの充実を一層進めていきます。

本町における施設、在宅サービスを機能的に発揮できるよう各種施設間や介護施設と在宅サービス事業所による連携を強化していきます。

また、地域包括ケアを支える介護人材確保については継続した支援を行い、ICT化などによる業務効率化などの取り組みも視野に入れ検討します。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

独居高齢者や高齢者世帯が抱える孤独感や不安の解消等のための生活支援として、声かけ、安否確認等の見守りや給付までは至らない要支援者への生活支援を、町・住民・社会福祉法人・企業・シルバーセンター・ボランティア団体等による多様な主体にて重層的に提供されるよう図るとともに、地域のニーズや福祉資源の把握に努め、地域支え合いを推進します。

高齢者が安心して生活を続けるためには、複合化、複雑化した課題や既存の支援ではカバーできないニーズなど地域の様々な相談を受けとめる場所や孤立を防ぐ地域づくりなど人と人、人と社会がつながる包括的な支援体制の構築を検討していきます。

02

基本目標と施策の展開

本町は、現在策定中の第6次清里町総合計画において「うるおいと温もりで未来を創るまち きよさと」をテーマとして位置付け、また「地域や人とのつながりを感じながら住み続けるまち」を保健・医療・福祉分野の基本目標に掲げ、住み慣れた地域社会で安心して生活できる、医療・保健・福祉・介護の連携による地域ケアサービス体制の整備を推進しています。

この「高齢者保健福祉計画」並びに「第8期介護保険事業計画」は、「清里町健康づくり計画」と整合性を図り、心身ともに健康で豊かな人生の実現に向け高齢者の健康増進と介護予防・地域支援事業を推進して福祉の充実を図り、社会全体の活力向上を目指して具体的な目標を定めるものです。

基本目標 1 健康長寿の地域づくり

平均寿命が延伸するなか、健康寿命の延伸の重要性が高まっています。また、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれるところであり、認知症予防が重要課題といえます。生涯にわたっていきいきと健康に暮らすことができるよう、医療・介護予防との一体的な推進などにより、健康長寿を支える地域づくりを目指します。

基本目標 2 暮らしやすい地域づくり

1人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加などにより、高齢者の安全・安心を確保することの重要性が高まっています。大規模災害の被害や犯罪被害に巻き込まれることがないよう防災・防犯体制を強化するほか、地域での自立した生活を支えるなど、町民の安心・安全を確保し、快適で安全に過ごせる地域づくりを目指します。

基本目標 3 介護生活を支える地域づくり

制度の発足後20年を経過した介護保険制度は、高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着していますが、介護費用の高騰や介護人材不足、介護離職などの問題も懸念もされるところです。サービスの充実はもとより、サービスの周知や適切な利用の促進など、必要とする人が必要なサービスを受けられる、持続可能な介護保険制度の運用などにより、介護生活を支える地域づくりを目指します。

03 介護保険サービスの見込み

1 | 介護給付サービスの種類

■ 居宅サービス

介⇒介護給付対象サービス / 予⇒予防給付対象サービス

サービス名	概要
○自宅に訪問してもらい利用する介護サービス	
訪問介護（ホームヘルプ） 介	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。
訪問入浴介護 介・予	要介護者等の家庭を入浴者等で訪問し、入浴の介護が受けられます。
訪問看護 介・予	疾患等がある人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助が受けられます。
訪問リハビリテーション 介・予	居宅上での生活行為を向上させるために、理学療養士や作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーションが受けられます。
居宅療養管理指導 介・予	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。
○日帰りで利用する介護サービス	
通所介護（デイサービス） 介	通所介護施設に通い（日帰り）、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が受けられます。
通所リハビリテーション（デイケア） 介・予	老人保健施設や医療機関等に通い（日帰り）、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
○短期間泊まって利用する介護サービス	
短期入所（ショートステイ） 介・予	・短期入所生活介護 介護老人福祉施設に短期間入所して、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ・短期入所療養介護 老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。
○福祉用具・住宅改修	
福祉用具貸与 介・予	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

サービス名	概要
福祉用具購入費の支給 介・予	排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、指定された事業者から購入した場合、費用額の9割から7割が支給されます。 年間10万円の費用額が上限となります。
住宅改修費の支給 介・予	手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用額の9割から7割が支給されます。20万円の費用額が上限となります。
○有料老人ホームや高齢者住宅で利用する介護サービス（居宅系サービス）	
特定施設入居者生活介護 介・予	有料老人ホームやケアハウス等に入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護が受けられます。
○ケアプランの作成	
介護予防支援 予	介護予防給付の適切な利用が可能となるよう、地域包括支援センターの保健師等が、要支援者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行っています。 提供機関：地域包括支援センター等
居宅介護支援 介	介護給付の適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行い、又は要介護者が介護保険施設に入所する場合に介護保険施設への紹介等を行っています。 提供機関：居宅介護支援事業所

■施設サービス

サービス名	概要
○介護保険施設で利用する介護サービス	
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）介	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要、自宅では介護が困難な人が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活の世話が受けられます。
介護老人保健施設 （老人保健施設）介	病状が安定している人に対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰の支援が受けられます。
介護医療院 介	急性期の治療が終わり、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための施設です。食事・入浴などの生活の世話も受けられます。
介護療養型医療施設 介	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

■ 地域密着型サービス

サービス名	概要
○ 自宅に訪問してもらい利用する介護サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応をするサービスです。
夜間対応型訪問介護 介	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専門の訪問看護サービスです。
○ 日帰りで利用する介護サービス	
認知症対応型通所介護 介・予	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護サービスです。
地域密着型通所介護 介・予	サービス内容は居宅サービスの通所介護と同じで、利用定員18人以下の事業所で提供されるサービスです。
○ 在宅生活をまるごと支える介護サービス	
小規模多機能型居宅介護 介・予	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりを組み合わせで多機能なサービスが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護 介・予	小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ提供する複合サービスです。
○ 小規模な施設等で暮らしながら利用する介護サービス（施設・居住系サービス）	
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 介・予	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。
地域密着型介護老人福祉施設 介	「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、小規模（29人以下）となります。複数の小規模拠点（定員5名程度）が、地域内で分散して提供される場合もあります。
地域密着型特定施設入居者生活介護 介	「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、小規模（29人以下）となります。

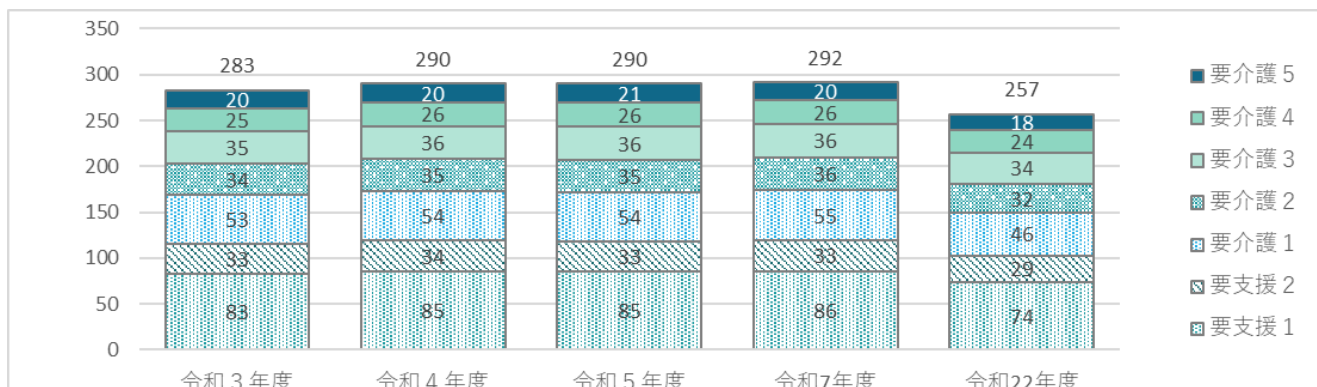
2 | 要支援・要介護認定者数の推計

介護保険サービスの種類と見込み量については、これまでの利用実績や利用者数の推移、今後の認定者数、事業者からの参入希望などを勘案して推計しています。

なお、認定者数の見込み値は以下のとおりです。

図表 第1号被保険者数、要介護認定者数の見込み

単位：人



3 | 所得段階別保険料額の設定

本町では、介護保険料について、第7期計画と同様に所得に応じた負担を適切に求めるため10段階の設定を行い、各段階を次のとおり設定します。

第8期		令和3年度～令和5年度		
所得段階	所得区分	基準割合	保険料年額	保険料月額
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.30 (0.50)	19,800 (33,000)	1,650 (2,750)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超え120万円以下の人	0.50 (0.75)	33,000 (49,500)	2,750 (4,125)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超えの人	0.70 (0.75)	46,200 (49,500)	3,850 (4,125)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.90	59,400	4,950
第5段階 (基準額)	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	1.00	66,000	5,500
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	79,200	6,600
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	85,800	7,150
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	99,000	8,250
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	112,200	9,350
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	1.90	125,400	10,450

※第1段階から第3段階は低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。なお、()内が保険料軽減措置前の率及び額です。

清里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行 令和3年3月
企画・編集 清里町保健福祉課
〒099-4492 北海道斜里郡清里町羽衣町13番地
TEL 0152-25-3847 FAX 0152-25-2131
URL <https://www.town.kiyosato.hokkaido.jp/>